

議案第46号

沼田市手数料条例の一部を改正する条例について

沼田市手数料条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年6月9日提出

沼田市長 横山 公一

沼田市手数料条例の一部を改正する条例

沼田市手数料条例（平成12年条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

個人番号カードの再交付	1件につき 800円
通知カードの再交付	1件につき 500円

を

個人番号カードの再交付	1件につき 800円
-------------	------------

に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。